告示

○金融庁告示第五十号

トヨタ自動車株式会社が、あいおい損害保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりトヨタ自動車株式会社の同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範

○金融庁告示第五十一号

日本生命保険相互会社が、ニッセイ同和損害保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定により日本生命保険相互会社の同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範

金融庁
○法務省告示第三号
財務省

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年一月法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月二十七日

金融庁
財務省
金融庁長官　三國谷勝範
法務大臣　千葉　景子
財務大臣　菅　**直**人

「ドレスナー　バンク　ルクセンブルグ　エスエー」を削り、「カリヨン　ルクセンブルグ　オーエルベ二十六」を「ドレスナー　バンク　ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ルー　ド　マルシュ　フランス共和国　パリ市　ケイ　ドゥ　プレジデント　ポール　ド　クールベヴォワ九」に、「クレディアグリコル　コーポレート　アンド　インベストメント　バンク　フランス共和国　パリ市　ケイ　ドゥ　プレジデント　ポール　ド　マーク　クールベヴォワ九」を「アメリカ合衆国　オハイオ州　シンシナティ市　ファウンテン　スクウェア　プラザ三十八　フィフス　サード　バンク」に改め、クラリデン　ロイ　アーゲーの項の次に次のように加える。

○総務省告示第百七十九号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号）別表第十七号の二注3の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第五百六号（地震動警報情報の構成を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月二十七日

総務大臣　原口　一博

別表第2別記第1注1中「石狩支庁」を「石狩振興局」に、「後志支庁」を「後志総合振興局」に、「空知支庁」を「空知総合振興局」に改め、同注2中「胆振支庁」を「胆振総合振興局」に、「渡島総合振興局」に、「日高支庁」を「日高振興局」に、「檜山支庁」を「檜山振興局」に改め、同注3中「上川支庁」を「上川総合振興局」に、「宗谷総合振興局」に、「留萌支庁」を「留萌振興局」に改め、同注4中「釧路支庁」を「オホーツク総合振興局」に、「釧路支庁」を「十勝総合振興局」に、「根室支庁管内（得撫郡、新知郡及び占守郡を除く。）」を「根室振興局管内」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十二年四月二十七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
三五五五	四、九	二村　到
三五五六	二二、四、九	増田　宏朗
三五五七	二二、四、九	乾　潤一
三五五八	二二、四、九	見世　俊夫
三五五九	二二、四、九	髙桑　伸英
三五六〇	二二、四、九	猿渡　研二
三五六一	二二、四、九	住吉　赴夫
三五六二	二二、四、九	山下　隆司
三五六三	二二、四、九	菅原　健一
三五六四	二二、四、九	我妻　靖
三五六五	二二、四、九	山本喜代志
三五六六	二二、四、九	丸山　晴彦
三五六七	二二、四、九	松田紘一郎
三五六八	二二、四、九	大菅　和子
三五六九	二二、四、九	久保田英俊
三五七〇	二二、四、九	山口　久男
三五七一	二二、四、九	鳥居　誠

○法務省告示第百九十四号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年四月二十七日

法務大臣　千葉　景子

認証紛争解決事業者の名称及び住所

北海道社会保険労務士会
札幌市中央区南四条西十一丁目千二百九十三番十三サニー南四条ビル

認証年月日

平成二十二年四月五日

○法務省告示第百九十五号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年四月二十七日

法務大臣　千葉　景子

認証紛争解決事業者の名称及び住所

熊本県社会保険労務士会
熊本県熊本市坪井六丁目三十八番十五号

認証年月日

平成二十二年四月五日

○法務省告示第百九十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年四月二十七日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　ベンジャミン・ジョセフ・カラン
生年月日　千九百七十二年五月二十七日
国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第百九十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年四月二十七日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　ジェラミー・ロバート・レオナルド・ホワイト
生年月日　千九百七十六年八月十七日
国　籍　連合王国

○法務省告示第百九十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年四月二十七日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　サイモン・クリストファー・グレヴィル・ブラック
生年月日　千九百六十七年六月一日
国　籍　連合王国